

VI 新規上場時の公募又は売出しについて

1 新規上場時の公募又は売出しについて

(1) 公募又は売出予定書の提出

新規上場の際して公募又は売出し（以下「上場前の公募等」といいます。）を行う場合には、申請会社及び元引受取引参加者（注）は、上場申請後遅滞なく「公募又は売出予定書」1部を東証に提出する必要があります。

（注）元引受取引参加者とは、上場前の公募等に関して元引受契約を締結する証券会社又は外国証券会社である東証の取引参加者をいいます。なお、東証の取引参加者が、上場前の公募等に関して元引受契約を締結しない場合においては、上場前の公募等に関して募集又は売出しの取扱いを行うこととなる契約を締結する東証の取引参加者を元引受取引参加者とみなします。

（規則第245条）

(2) 上場前の公募等の手続き

上場前の公募等を行う場合には、次のいずれかの手続きを行うものとします。

- a. ブック・ビルディング（規則に従って行う上場前の公募等に係る投資者の需要状況の調査）
- b. 競争入札（規則に従って行う競争入札の方法による上場前の公募等）

（規則第246条）

(3) 公開価格の決定

a. ブック・ビルディングを行う場合

申請会社及び元引受取引参加者は、ブック・ビルディングにより把握した投資者の需要状況に基づき、上場日までの期間における株式相場の変動により発生し得る危険及び需要見通し等を総合的に勘案して、上場前の公募等の価格（以下「公開価格」といいます。）を決定するものとします。

（規則第247条第1項）

ブック・ビルディングの具体的な手続きについては、次のとおりとなります。

項 目	内 容
指針の策定 (規則第 255 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・元引受取引参加者は、上場前の公募等に係る投資者の需要状況を適正に把握（注）するため、ブック・ビルディングの方法に関する指針を策定し、それに基づいてブック・ビルディングを行うものとします。 ・元引受取引参加者は、このブック・ビルディングの方法に関する指針を書面により公表するとともに、東証に通知する必要があります。
公開価格に係る仮条件の決定等 (規則第 256 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・申請会社及び元引受取引参加者は、申請会社の財政状態及び経営成績並びに有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有する者の意見その他の公開価格の決定に関し参考となる資料及び意見を総合的に勘案し、公開価格に係る仮条件（投資者の需要状況の調査を行うに際して投資者に提示する価格の範囲等をいいます。）を決定します。 ・元引受取引参加者は、公開価格に係る仮条件を決定した場合には、直ちに当該仮条件及び決定の理由等を書面により公表するとともに、当該書面の写しを東証に提出する必要があります。
需要状況の調査の記録の保存等 (規則第 258 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・元引受取引参加者は、上場前の公募等の申込期間終了の日から5年間、ブック・ビルディングにより把握した需要状況についての記録を保存する必要があります。 ・元引受取引参加者のうち主たるものは、上場前の公募等の申込期間終了の日から5年間、ブック・ビルディングにより把握した需要状況のすべてを集約した結果についての記録を保存する必要があります。 ・なお、元引受取引参加者は、上記の記録について東証が必要に応じて行う提出請求又は検査に応じなければなりません。

(注) 投資者の計算によらないことが明らかな需要や一人の投資者の需要が重複している場合の重複分の需要等、上場前の公募等における配分の対象とならないことが明らかに見込まれる需要については、ブック・ビルディングにより把握すべき需要に含めることはできません。

(規則第 257 条)

b. 競争入札を行う場合

申請会社及び元引受取引参加者は、競争入札の落札加重平均価格その他の競争入札の実施状況に基づき、上場日までの期間における株式相場の変動により発生し得る危険及び需要見通し等を総合的に勘案して、公開価格を決定するものとします。

(規則第 259 条)

c. 公開価格の公表等

申請会社及び元引受取引参加者は、ブック・ビルディング又は競争入札により公開価格を決定した場合には、直ちに公開価格及び決定の理由等を書面により公表するとともに、当該書面の写しを東証に提出するものとします。

(規則第 247 条第 2 項)

(4) 上場前の公募等に係る配分

元引受取引参加者は、上場前の公募等に係る配分を不特定多数の者を対象に公正に行うため、配分の方法及び配分に関する制限等に関する指針を策定し、それに基づいて配分を行うものとします。

また、元引受取引参加者は、この配分の方法等に関する指針を書面により公表するとともに、必要に応じて東証に通知するものとします。

(規則第 248 条)

(5) 公募又は売出実施通知書の提出

元引受取引参加者は、原則として上場前の公募等の申込期間終了の日から起算して 3 日目(休業日を除く。)の日までに「公募又は売出実施通知書」1 部を東証に提出するとともに、当該上場前の公募等の内容を申請会社に通知します。

その際、元引受取引参加者が 2 社以上ある場合には、このうちの 1 社が代表して、「公募又は売出実施通知書」を東証に提出することができます。

また、元引受取引参加者は、上場前の公募等の申込期間終了の日から 5 年間、株式の取得者の住所、氏名及び株式数等についての記録を保存し、東証が必要に応じて行う提出請求又は検査に応じなければなりません。

(規則第 250 条)

(6) その他

a. 非取引参加者証券会社等による元引受契約等の締結の取り扱い

上場前の公募等について非取引参加者証券会社又は外国証券業者(外国の証券業者又は証券業を営む外国の銀行をいいます。)が元引受契約又は募集若しくは売出しの取扱いを行うこととなる契約を締結する場合は、上場前の公募等の公正を確保するため、申請会社は、当該非取引参加者証券会社又は外国証券業者と本章の趣旨の遵守について東証が必要と認める事項を内容とする契約を締結し、その写しを東証に提出するものとします。

(規則第 251 条)

b. 同時に上場申請が行われた場合の上場前の公募等

東証と国内の他の金融商品取引所に同時に上場申請を行った申請会社の上場前の公募等について、当該他の金融商品取引所の会員又は取引参加者である非取引参加者証券会社が元引受契約等を締結する場合には、申請会社は、当該非取引参加者証券会社と東証が必要と認める書面を元引受取引参加者へ提供すること等を内容とする契約を締結するとともに、その写しを東証に提出するものとします。

(規則第 252 条)

c. 上場前の公募等に関する金融商品取引所の指定等

東証と国内の他の金融商品取引所に同時に上場申請を行った申請会社及び元引受取引参加者は、同時に上場申請を行った金融商品取引所のうちいずれか 1 か所の金融商品取引所を、上場前の公募等に関して主たる事務を行うものとして指定し、これを東証に通知するものとします。

(規則第 253 条)

d. 不適正な公募等に対する措置

東証は、上場前の公募等の実施状況等から上場前の公募等が適正に行われていないと認められる場合には、上場申請の受理の取消し、再配分の要請並びにその事実経緯及び改善措置を記載した報告書の提出請求など、必要な措置をとることができます。

(規則第 254 条)

2 ダイレクトリスティングについて

申請会社がダイレクトリスティング（国内の金融商品取引所に上場されていない内国会社が上場前の公募等を行わずに上場することをいいます。）を行う場合には、下記の対応が求められます。

（１）株券の評価額及び上場後の流動性確保に関する書類の提出

申請会社がダイレクトリスティングを行う場合は、上場申請時（上場申請後にダイレクトリスティングを行うことを決定した場合は、決定後遅滞なく）に、幹事取引参加者が作成した次の書類を提出する必要があります。

- a 新規上場申請に係る内国株券の評価額について記載した書類
- b 新規上場申請に係る内国株券の上場後における流動性確保のための方策について記載した書類

（規則第 204 条第 1 項第 21 号）

（２）有価証券報告書の提出

ダイレクトリスティングを行う申請会社が継続開示会社でない場合には、上場承認日までに、有価証券報告書を内閣総理大臣等に対して提出する必要があります。

（規則第 253 条の 2 第 1 項、規則第 254 条）

（３）流通参考値段の提出

ダイレクトリスティングを行う申請会社は、上場日の 1 週間前までに、幹事取引参加者が作成した新規上場申請に係る株券等の流通参考値段（注）を記載した書類を提出する必要があります。

（注）当取引所が新規上場申請を行う内国株券の初値決定前における最初の特別気配値段（上場日の最初の板中心値段）を定めるにあたり参考となる価格をいいます。

当取引所は、上場日の 1 週間前までに当該書類の提出が行われない場合には、新規上場申請の受理の取消しその他必要な措置をとることがあります。

（規則第 253 条の 2 第 2 項、規則第 254 条）

《ダイレクトリスティングに関するQ&A》

Q1：「新規上場申請に係る内国株券の上場後における流動性確保のための方策について記載した書類」には、どのような事項について記載する必要がありますか。

A1：ダイレクトリスティングを実施する場合には、上場前の公募等を実施する場合と比較して株式の分布状況が相対的に偏ることも想定されます。そのような状況においても上場後に安定的な株価形成が図られるよう、流動性確保のための方策について、確認することとしています。

具体的には、十分な数量の売注文が行われることを確保するための方策として、たとえば、申請会社の株主数、流通株式数及び流通株式時価総額等の水準を勘案しつつ、既存株主から初値決定売買における売注文委託に係る同意を取得することが考えられます。また、十分な数量の買注文が行われることを確保するための方策として、たとえば、インフォメーション・ミーティングやプレ・ヒアリングなどを実施し、機関投資家からの評価の確認や需要見込みの調査を行っておくことが考えられます。

なお、ダイレクトリスティングを行う会社は、上場前の公募等を実施する場合と比較して株式の分布状況が相対的に偏ることも想定されることを踏まえ、「Iの部」等において、流動性リスクと共に流動性確保のための方策について開示していただくことも考えられます。

Q2：有価証券報告書は、具体的にはいつ提出することが想定されますか。

A2：法第24条第3項は、有価証券報告書の提出義務のない会社に対して、当該会社が発行する有価証券が金融商品取引所に上場することとなった場合（開示府令第16条の2で定める場合等を除く。）に、遅滞なく、有価証券報告書を内閣総理大臣に提出することを求めています。取引所規則では、上場時点で法定開示が適切に行われている状態を確保する観点から、法令上の義務に加えて、上場承認日までにその提出を求めることとしています。実務上は、上場承認日当日に有価証券報告書を提出することを想定しています。

Q3：「①新規上場申請に係る内国株券の評価額について記載した書類」や「②新規上場申請に係る株券等の流通参考値段を記載した書類」には、どのような事項について記載する必要がありますか。

A3：①の書類には申請会社株式の評価額だけでなく、その算定方法について具体的に記載する必要があります。なお、どのような算定方法を採用するかは原則として幹事取引参加者に委ねられます。

②の書類にも①の書類と同様に、流通参考値段だけでなく、その算定方法について具体的に記載する必要があります。こちらも、どのような算定方法を採用するかは原則として幹事取引参加者に委ねられますが、例えば、①で採用した算定方法による評価額を前提に、その後における経営環境や市場環境の変化、インフォメーション・ミーティングやプレ・ヒアリングなどで確認した機関投資家からの評価や需要見込みを勘案することも考えられます。

Q4：ダイレクトリスティングを行う場合、流通株式時価総額等の形式要件の判断に用いられる株価を教えてください。

A4：「①新規上場申請に係る内国株券の評価額について記載した書類」に記載の評価額、「②新規上場申請に係る株券等の流通参考値段を記載した書類」に記載の流通参考値段それぞれにおいて形式要件を充足する必要があります。具体的には、当該株価を用いた時価総額算定書を提出いただきます。なお、「①新規上場申請に係る内国株券の評価額について記載した書類」の提出から上場承認までに一定の期間が経過している場合には、上場承認にあたり、改めて評価額を算出いただく場合があります。